

高松市・国分寺町合併協議会会議録
第 5 回 会 議

平成 1 6 年 6 月 1 1 日 (金)

高松市・国分寺町合併協議会

高松市・国分寺町合併協議会会議録

第5回会議

1 日時

平成16年6月11日(金)午後2時開会・午後3時35分閉会

2 場所

国分寺町女性会館 2階 第1会議室

3 出席委員 23人

会長	増田昌三	委員	末澤進
副会長	福井則史	委員	山下義男
委員	井竿辰夫	委員	岡西定雄
委員	土井信幸	委員	綾野忠雄
委員	谷本繁男	委員	大捕宣英
委員	宮崎直	委員	千葉規美子
委員	大橋光政	委員	柘植敏秀
委員	川染勉	委員	白井加寿志
委員	梶村傳	委員	大比賀郁夫
委員	大浦澄子	委員	池崎清子
委員	三笠輝彦	委員	松岡隆義
委員	森谷芳子		

4 欠席委員 なし

5 監査委員 2人

監査委員	北原和夫	監査委員	藤本稔
------	------	------	-----

6 出席幹事 7人

幹事長	井 竿 辰 夫 (委員兼務)	幹 事	佐々木 英 典
副幹事長	土 井 信 幸 (委員兼務)	幹 事	川 上 保 直
幹 事	熊 野 實	幹 事	武 下 文 男
幹 事	横 田 淳 一		

7 幹事会部会委員 3人

産業部会委員	帯 包 正 夫	水道部会委員	葛 西 富 夫
農業委員会部会委員			
土木部会委員	森 口 理		

8 事務局

事務局長	林 昇	総務班長 兼調整班兼計画班	清 野 賢 治
事務局次長	加 藤 昭 彦	総務班 兼調整班	安 西 正 門
事務局次長 (計画班事務取扱)	福 井 隆	総務班	黒 淵 博 美

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 新委員の紹介
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議事
 - (1) 報告事項
 - 報告第 8号 建設計画の構成について
 - (2) 議案事項
 - 議案第 14号 平成 15年度高松市・国分寺町合併協議会決算について
 - 議案第 15号 平成 16年度高松市・国分寺町合併協議会補正予算について
 - (3) 協議事項
 - 協議第 2号 合併の期日（協定項目第 2号）について
（第 4回会議提案：継続協議）
 - 協議第 3号 新市の名称（協定項目第 3号）について
（第 4回会議提案：継続協議）
 - 協議第 4号 新市の事務所の位置（協定項目第 4号）について
（第 4回会議提案：継続協議）
 - 協議第 5号 財産の取扱い（協定項目第 5号）について
 - 協議第 6号 町名・字名の取扱い（協定項目第 11号）について
 - 協議第 7号 慣行の取扱い（協定項目第 12号）について
 - 協議第 8号 特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15号）について
- 5 その他
 - (1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について
 - (2) 高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について
- 6 閉会

午後 2時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

定刻が参りましたので、ただいまから高松市・国分寺町合併協議会第5回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かと御多忙のところ、また、お足元の悪い中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

会議次第2 新委員の紹介

議長（増田会長） 会議に入ります前に、委員の異動がございましたので、御報告かたがた御紹介を申し上げます。

お手元の高松市・国分寺町合併協議会委員等名簿に基づきまして、紹介をさせていただきます。

去る5月14日に開催されました高松市議会臨時会におきまして、谷本繁男氏が議長に就任され、規約に規定されている1市1町の議会の議長として委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

谷本委員 高松市の谷本です。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） 同じく、大橋光政氏が副議長に就任され、規約に規定されている1市1町の議会の副議長としての委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

大橋委員 高松市の大橋光政です。よろしく。

議長（増田会長） また、本日、平成15年度決算監査報告のため、本合併協議会の監査委員である北原和夫高松市代表監査委員と藤本 稔国分寺町代表監査委員のお二人に御出席いただいておりますので、御紹介申し上げます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第3 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の3会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員には、三笠輝彦委員さんと岡西定雄委員さんのお二人を指名いたします。よろしくお願いたします。

この際、国分寺町長さんから発言の申し出がありますので、お聞き願いたいと存じます。よろしくお願いたします。

福井副会長 会長さんのお許しを得ましたので。今まで綾上、綾南、国分寺町3町での合併協議会を続けてまいりましたが、昨日、第11回目の協議会の席上におきまして、新聞報道にありましたような状況になりまして、綾南町が3町の合併協議会から離脱をする、その際、解散ということの申し入れもございました。今まで10回ほど協議を重ねてまいりまして、いよいよこれから議題の核心というところになったときの、いろいろと私の町の財政状況について、なかなかすり合わせができなかったということで、残念でありますけれども、新聞報道にあるような結果になってまいりました。

国分寺町といたしましては、高松市・国分寺町合併協議会、本日が5回目ですけれども、今後はこの協議会において粛々と協議を進めながら、合併の是非について十分に審議をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうでしょうか、じゃあいいですか.....、はい。

梶村委員 高松の梶村でございますが、町長さんから今お話がありましたので、事の経過は新聞等で読ませていただいておりますので、町長さんからお話し聞くのと一致してまずし、そこはそれなりに理解ができるんでありますが、もちろん私も、国分寺町と高松市とのこの合併協議会は、回を重ねるごとに信頼関係を積み上げながら粛々と、おっしゃるように、これからも合併協議会の協定項目に従って協議を進めていくことについてはやぶさかではありませんし、また、そう願いたいというようにも思っております。

ただ、今、町長さんから説明された中身だけでは、ちょっと私自身にとりまして理解ができない部分がございます。というのは、私どもも、福井町長さんが3町合併協議会の会長さんをなさっております、早く一本化してほしいということを今までも要望してまいりました。したがって、福井町長さんの方から休止を申し入れて一本化されたということなら、私たちが今までずっと主張してきたことでもありますから、理解ができますし、そのことでよろしいんですが、綾南町側から離脱の話があり、解散の申し入れがあった。しかし、一挙に解散というのも残念なことではないかというようなことで、一応休止にしようではないかという話になったと。一方で、6月議会では解散決議をしてはどうかとかつていう話になってますから、今まで私どもが協議をしたり、また御意見を申し上げてきたこととは逆の形でそういう形になってきたっていうのは、ちょっと理解に苦しむわけです。

もう一つは、理由が水道会計の財政にあるという報道であります。一方で、庁舎の位置が原因であったという報道もあります。しかし、その真偽のほどは私たちは知る由もあ

りません。したがって、そのところが、きょうの、後で言う協議項目の中で、財産の取扱いという問題もありますから、そらあ、財産の水道財政の問題については、そういう財産の取扱いの問題のところで協議すればよろしいんですが、私が知りたいのは、やっぱり本当のところは庁舎の位置なのか、それとも水道財政のすり合わせが不十分だったのか、それとも、もう一つ、また別に協議が調わなかった理由があるのかと、そのところがやっぱり承知したいわけです、知りたいわけなんです。

ですから、まとめて言えば、今までの議論の積み重ねの上で考えていけば、他の町からの話で協議会の枠組みが変わってきつつあるということと、もう一つは、国分寺の水道財政が理由にされておいて、そのことについて町長さんから余り御説明いただかなかったために、解散に至った経緯と真意をもう少し御説明いただきたいというように考えて、きょうはこちらへ参ったんです。したがって、その話をひとつやっていただいて、あと、それこそ協議の中身に入りたいというふうに考えておりますんで、ぜひ、そのところは真意をおくみ取りいただいて、町長さんから事の真相について、ぜひ承りたいというように思います。

議長（増田会長） 町長さん、よろしくをお願いします。

福井副会長 発言された真意というのは、もう発言された側にあるんだろうと思いますけれども、隠れて見えないところも、公式の場では発言されていないところがあるんだろうと思うんですけれども、たまたま小委員会等で、新しい市の庁舎の位置問題の議論が佳境に入っていこうとするときに、なかなかその議論が成熟しなかったということがあります。

小委員会等を設けて庁舎の位置を決めるぞというたときに、小委員会等を開きましたんですが、なかなかそう決定するに至らなかったという経緯があります。と、時期を同じくして、水道事業会計等の議論が専門委員会なり、幹事会等で行われたんです。時期が大体よく似たころなんです。したがって、推測されて報道関係者も述べたようなことがあったと思うんですけれども。推測するに、そうではないかと思われるんですけれども、綾南町長の方からは、正式な協議会の場では、庁舎の位置問題という発言はなかったということになりますんで、それは推測の範囲でしか言えないわけなんです。あとは、もうそれこそ発言した方へ聞いてください、その方がよくわかると思います。

梶村委員 重ねてお伺いします。

もちろん、発言者の藤井町長さんに聞くすべは由もないんでありまして、私どもは会長を務めていらっしゃる福井町長さんからお聞きせざるを得ないんでありますが、庁舎の間

題と水道財政のすり合わせっていうのは、もうそのうちの、二つのうちの一つの水道財政の問題は、3町の合併協議会の中では既にもうクリアできる可能性があったというように聞いとるわけです。それにもかかわらず、藤井さんの方がそういうことを表に出した、理由にして解散を申し入れてきたということになると、残ってる理由は、庁舎問題かなっというふうなことになるんですが、一方で、庁舎以外の問題があったと、場合によっては、それ以外の理由があるんじゃないかというような書き方をされておる新聞もあります。そういうものは、私どもは、どのように理解したらいいのかっていうのは、もう本当にわからないわけです。ですから、やっぱりそのところがどういう流れで、今ちょうど町長さんが小委員会が二つあってというふうに言いましたが、二つが並行されて、それがちょうど結論が出るんがそういう時期であったのかどうなのかという、それだけだったら、表に、新聞に書かれてるというだけなんです。ところが、国分寺町側の対応の仕方がというふうなことも一部にあるんです。例えば、水道財政の再建策について、十分な説得があるような話にはならなかったという説明もあるわけです。ですから、そこらになると、もう少し詳しく、私どもはやっぱりお聞きしたいなあという気がするんですが、いかがでしょうか。

それともう一つは、新聞によると、解散が申し入れられて、いや、休止っていうことにしようやないかというふうに話をしたと。一方で、6月議会がもうすぐ我々定例議会が、国分寺町でもあり、高松市議会でももちろん日程上、上がってくるわけなんです、新聞報道によりますと、6月議会では、解散について、それぞれの町が休止にしたけれども、解散を議案として上程をする方向だという報道があるんです。そのことはやっぱりどうなのかということ、この際ですからやっぱりお聞きしときたいなあというふうに思います。

議長（増田会長） どうぞ。

福井副会長 後から質問を受けました、きのうをもって一応休止をするということになったのは、それぞれの町が議会で解散の議決をするまでということで、一応休止ということなんです。その場ですぐ廃止と言わなんだのは、そういう意味が込めてあったんで、したがって、議会で議決しないとその協議会も生きていくわけですから、それは一つは理解してください。

それと、水道財政の改善策ですか、これを合併時までという要望もありました。しかし、なかなかそれを一挙にですよ、数字に出てあるような47億円というような債務を解決するというのは、これはなかなか現実的には不可能に近いということで、私の町も大変

苦慮して、将来、均一使用料ということで何年間かいくけど、何年か後には、それを見直しする機会を設けようということのすり合わせも専門委員会でしとったんですけども、それが結局理解を得なかったということで、大きくその問題がクローズアップされたということです。あとの、もっとその中のことについては、ちょっと私、理解できませんで、また機会ありましたら聞いてください。

議長（増田会長） じゃあちょっと……、森谷さん。

森谷委員 高松の森谷でございます。お世話さまです。

私も先ほどの梶村委員さんの質疑、同じような気持ち持っておりましたが、もう一步突き進んでお聞きしたいのは、今お話し聞きますと、解散ということですが、議決するまでは休止というふうに伺いましたが、結論的にはもう解散になるのではないのかと思うんですが、そのときに議決云々のお話しありますけども、この高松市、国分寺町の合併協議会の副会長でもあり、3町の会長でもある町長さんの今の気持ちというか、もう高松市に一本化しようと思うお気持ちがおありなのかどうか。そのあたりを率直にお伺いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

大橋委員 ちょっと関連して、今の……

議長（増田会長） それじゃ、どうぞ。

大橋委員 森谷委員と同じような考えですが、私、実は高松市でも、40年ぐらい前に高松市と合併した、私、香西というところ住んどんですが、もちろんこの傍聴の人にも香西とか、近くの下笠居、鬼無の人は、新家さんが結構、個人的には親戚つき合いしとんが結構おるんです。町長さんも本津川期成同盟で、私、個人的には親しいと、議長や副議長さんも個人的には、助役さんも個人的には、私、親しい仲ですけど、3町とか、高松の今までの……、私はなりたてですから、新米ですから、ようわからんですけど、素直な気持ち、町民の、市民の立場、町民のいかに幸せになるかというんが、基本的には考えや、と思うんです。それと、将来、二つでも三つでも市になれる、我々等々の方にも話ができる、結局は5年、10年というたら都市間競争が当然出てくると思うんです、私、個人的に。別に私の個人的じゃから、議長さんもいろいろ個人的には意見して、やっぱり非常に香西や鬼無や下笠居や弦打の人は、新家の人がずいぶん鬼無、国分寺にいらっしゃるし、交流もあるし、そのときに森谷委員が言うたように、国分寺が単独で行くのか、あるいは高松市との選択肢が出てくると思う。きのうの、前のマスコミ報道を判断すれば、そのあたりの単独で町長さん行かれると、もちろん委員の人もいらっしゃますけど、高松市との方に焦

点合わすか、そのあたりを、私も最初の失礼な御意見もあるかもわかりませんが、そのあたりを含んで、森谷委員と同じようなことですが、ちょっとお聞きしたいんです。

議長（増田会長） じゃあどうぞ。

福井副会長 再三、解散を前提とした休止であるというか、もうそのとおりなんです。したがって、もう3町との協議会は、解散すればもう存在しないということになりますと、もう協議会は、それからあと残った高松市との協議会一つということになるかと思いません。

そこで、先ほど冒頭に申し上げたように、今大橋委員さんもおっしゃったように、町民の幸せを求めて、また、この町としてはその実現にできるだけ可能な、協議を進めていきたいということであります。

大橋委員 関連ですが、単独で考えられとる線だけ、やっぱり選択肢はあると思うんです、もちろん。町長さん、きのう、おとといの3町の絡みと私らの絡みありますが、はなはだ失礼だと思うんですが、単独という道もありますわね。私なんかやったら、今の時限立法ですから、手続を知事さんに出すのや最低二、三カ月ぐらい時間おいたら、12月ぐらいのリミットがありますわね、手続の。法的な手続を踏んでいる、特例法を、同じなら、有効に、法律を有効にするのであれば、そのあたり、感じでは、ある程度選択肢があるので、私は最初ですから、本当に失礼やと思いますけど、ちょっとそのあたりをお聞きしたいと思います。

福井副会長 今、結論は出せませんが、おっしゃったように、合併か単独かという二つの選択しかもう残らんわけなんです。協議会の中でしっかり協議をし、あるいはまた、多くの住民のいろいろな声を聞いていきたいというふうには思っております。

議長（増田会長） はい。

末澤委員 私は、本当、今のお話を聞いてむかむかします。もう我慢限界来ます。済みません、末澤 進と言います。

いいですか、今、最初に、町長はあいさつの中で合併の是非を問いたいと、こんなこと言うたんです。しかも、この本日いただいたとる報道の中で何と言ってますか、高松市との合併協議会は肅々として進めながら、町の進むべき方向を模索したい、と言うんですよ、これ何ですか。

いいですか、6月3日にトップ会談をしとんです。このトップ会談というのは、ここに書いてありますように、綾上町役場で3町の町長や議長らが集まり、と書いとる。このと

きの中身については、きのうは、私は藤井 賢町長さんに感動いたしました。正直な人だなあと、勇気があるな、やっぱり私たちの町議会の先輩であり、県議を経験され、そして町をお預かりした人の本当に責任ある判断力だな、教えられることは非常に多かったんです。つまりは、この3日の日のトップ会談で持っていったものは、この藤井町長さんのお話によると、2回、回答書をもらったが、納得がいかない、こういうなんです。

私どもは、合併特別委員会を毎月1回必ず開いとんです。町長さんも出席なさってんです。2回というのを出すのに、議会に報告もない、相談もない、または出席しとる人はそれ知って行とるのか、行ってないのか、それもわかりません。私はこれを、きのうのものを聞いて唖然としたんです。

そういうことの中で、しかも、この3日の午後2時から、私は3町合併反対に対する請願書というのを、5,700名に余っての大勢の方々の汗の結晶で出ささせていただきました。そういうことは、とにかく住民の声を聞いてください。ここにお入りになるときに気づいたかもしれませんが、そこに住民無視をする議会と書いてあるんです。住民の声でできたものが、3町も議会のできたから、当然のことながら、法的に、これを並行されるのはやむを得ないということで進んでおったんです。しかしながら、9月の議会でも、住民の説明会においても、必ず意思は尊重する、投票結果は尊重する、一本化に努力する、こう言い続けてきたんです。

それで、今現在、綾南町からこういうお話が出て、はっきり言うて1本残ったんですよ。当然のことながら、高松市に肅々というのは、気持ちはわかりますよ、肅々と一本化で高松以外の道はないというふうを考えて進むというんならわかるけど、是非を問うというのは、今、委員さんが質問になったように、私も議会の、この6月でまた委員会開いて、どうしますかという話し合ったときに、それは私の、いわゆる3町絶対希望という人は9人おりますから、この方々が嫌だと言ったら高松市の協議会、この後、協定しても議会で承認得られないんですよ。つまり、御希望の是非を問うというところで、国分寺町だけしか残らないかん、こんな姿が悲運にも残るんです。

だから、私はお願いしたいのは、町長に高松市の協議会一本化でこれで進めていく、私の本心は、この私の本心に従わない議会なら解散するぞ、というぐらいの強い姿勢を持っていただかないと、協議している人も、もうばかばかしいの一言ですわ、はっきり言うて。高松の委員さんに対しては申しわけないです。少なくとも結論出すまで、そういうことを頭で考えよったら、本当にどこに信念があるんかと言いたいんですよ。

無投票でお願いしたという意味は、信頼できる町長ということで、私も先頭に立ってやらせてもらいました。そこんところは、やっぱり住民本位、住民の声を聞くというのなら、もうどんなとげが刺そうとも、ここでしっかりと表現するだけの気持ち、表現したと。私はほんまに、国分寺町の恥を、これ以上売り続けなければならんということになります。私は、前の高松のときにも言うてましたけど、こういうことが続いたらどんなことが起こるか、町長も行政のプロです。私もこういう世界で長年やらせていただいて、いろいろ住民の声も知り、方法も知っております。しかし、耐えに耐えて、耐えて続けてきよんです。ですから、いたずらにもこのように合併の是非を問うとか、あるいは粛々と進めている、何か心配なような表現じゃなしに、一本化、住民の声のとおり一本化していくんだと、そういう表現を、皆さん、この21人の前でしてください、違いますか。

私は、自分の名誉とか、地位とか、あるいは自分の立場が保てるとか、そういうことで考えたり、行動はしてません。お互いだと思うんです。ならば、そのことは、2万4,000人の住民がこれから進むべき道、8年ないし10年後の姿を考えないかん。国の方針も決まった、県の方針も決まった。国土審の方で、県庁を中心にして30万から50万の都市、さらには車で1時間半以内の中核都市というものをつくっていく、そして将来は道州制になっていく、こういうような基本にあるんですから。しかも、きのう、藤井町長さんに私が感銘したのは、やはり住民のためにやらないかん、経済圏、生活圏も高松市とこれを育てていかないかん、こういう発言をなさったんは、私は本当に教えられたなという一言です。

私は、ついついこうやって興奮するタイプでございますので、町長さんにもう一度是非を問うというんじゃないしに、もう一本化するということをしないと、これから後、次の来月の会に続けていく、その分の信念といいますが、根拠といいますが、将来性といいますが、議会でひっくり返したら、多数決で決める世界ですから、私たちはたった3人しかおらんのですよ。どんなに頑張っても高松市と合併するのが嫌だと言われたら、それまでなんです。そんなことはしたらいかんから、今度はもう町長さんの本心で、決意で、高松市とやるんだということを決意表明してください。私は本当は本会議で言おうと思うたんやけど、きょう言うてしもうたけん。

済みません、以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

福井副会長 私の今の気持ちは、先ほど申し上げたとおりでありますんで、それ以上の

ことはお答えできません。

議長（増田会長） どうでしょう、ちょっとこれいろいろありますんで、最後のその他のところでもう一度やりましょうか。きょうの日程をまず消化した後、時間があればということにさせていただければありがたいと思いますが、済みませんが。

会議次第4 議事

議長（増田会長） それでは、申しわけないですけども、これから会議次第の4の議事に入らせていただきます。

会議次第4 (1) 報告事項

議長（増田会長） まず、会議次第の4の(1)の報告事項、報告第8号を議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（福井） それでは、報告第8号について御説明いたします。

会議資料1ページの方をお開きください。

報告第8号建設計画の構成についてでございます。

建設計画につきましては、5月6日の合併協議会第4回会議において、その作成方針の御承認をいただきましたが、本日は建設計画の構成について御報告するものでございます。

次の2ページをお開きください。

建設計画の構成でございますが、建設計画は、序論から財政計画までの六つの項目に分けて構成することといたしております。以下、各項目について御説明申し上げます。

まず、序論につきましては、合併の考え方として、社会的背景と課題等について記載いたしますほか、第4回会議で御承認いただいております計画作成の方針に基づき、計画の趣旨・構成・期間及び区域について記載することといたしております。

次に、高松市と国分寺町の概況につきましては、2ページから3ページにかけて記載のとおり、1の位置と地勢を初め、平成12年国勢調査のデータに基づき、2の人口と世帯数、3の交流人口について分析することといたしております。さらには、これまでの両市町に係る広域行政の取り組みについても考察し、両市町の概況をお示しすることとしております。

次に、基本方針でございますが、まず、新しいまちづくりにつきましては、合併後における市の将来像及び国分寺町地域の役割について記載することといたしております。また、基本目標、施策体系につきましては、今後、建設計画に盛り込む主要事業・合併特例

債適用事業等の検討を進める中で、施策体系を整理し、定めることといたしております。その内容につきましては、例示として記載しておりますように、都市基盤、生活環境、教育・文化、保健・医療と福祉、産業、コミュニティ、行財政の効率化などについて目標を設定することが考えられようかと存じます。

次に、施策でございますが、現在、両市町で建設計画に掲載すべき主要事業等の調査を実施しております。この調査結果に基づき、県事業を含め施策体系に沿ってその基本方向と具体的施策を整理いたします。

次に、公共的施設の統合整備につきましては、合併後の市における行財政運営の効率化、有効利用等を総合的に勘案しつつ、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮する中で検討を進めてまいりたいと存じます。

4 ページをお開きください。

最後に、財政計画でございます。財政計画につきましては、計画の期間、すなわち両市町の合併後おおむね10年間について定めることといたしております。なお、財政計画の作成に当たりましては、印で記載しておりますが、留意事項として合併特例法による特例措置を初めとする支援制度を活用するとともに、地方交付税などの依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市が健全に財政運営を行えるよう十分に留意して作成するものといたしております。

以上が建設計画の構成でございますが、参考として、現在の両市町の総合計画の概要を記載しております。

高松市は、平成12年度を初年度として23年度までの12年間を、国分寺町は、平成13年度を初年度として22年度までの10年間を計画期間とする総合計画を作成しております。また、まちづくりの目標として、高松市は、の環境共生型まちづくりへの転換を初め六つの目標を、国分寺町は、の福祉のまちづくりを初め五つの目標を掲げております。

なお、次の5ページには、先進地域や国の示した手引きにおける建設計画を、参考までに一覧表にしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で報告第8号建設計画の構成についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第8号につきまして、何か御質問等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。

会議次第4 （2）議案事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の4、（2）の議案事項に移ります。

議案事項のうち、まず議案第14号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明いたします。

会議資料の6ページをお開き願います。

議案第14号平成15年度高松市・国分寺町合併協議会決算についてでございますが、高松市・国分寺町合併協議会財務規程第8条第1項の規定に基づき、平成15年度高松市・国分寺町合併協議会決算について、監査委員の監査結果報告をつけて認定を求めるものでございます。

次の7ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出決算書について御説明をいたします。

少し字が小さくて恐縮でございますが、まず歳入の第1款負担金でございますが、市町負担金といたしまして、当初予算額どおり375万円を収入いたしております。

次に、一つ飛びまして、第3款県支出金の県補助金でございますが、当初予算額375万円に対しまして、収入済額は218万7,000円となっております。この県補助金につきましては、歳出総額の2分の1の金額となっておりますが、後ほど御説明いたします歳出総額が当初予定を下回ったため、補助金としての収入額が当初予定を下回ったものでございます。

次に、一つ飛びまして、第5款諸収入の預金利子といたしまして、3円を収入いたしております。

結果、歳入合計額は、当初予算額750万1,000円に対しまして、593万7,003円となるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

まず、第1款運営費の会議費でございますが、当初予算額51万円に対しまして、39万6,314円を支出いたしております。不用額は11万3,686円となっております。

す。この不用額の主なものといたしましては、放送録音機器借上料が当初予定を下回ったことによる使用料及び賃借料の残などでございます。

次に、事務費でございますが、当初予算額163万8,000円に対しまして、79万4,315円を支出いたしております、不用額は84万3,685円となっております。この主なものでございますが、消耗品費、通信運搬費が当初予定を下回ったことによる需用費、役務費の残、また職員手当が不用になったことなどによるものでございます。

続きまして、第2款事業費の事業推進費でございますが、当初予算額534万3,000円に対しまして、318万3,491円を支出いたしております、不用額は215万9,509円となっております。この不用額の主なものでございますが、合併協議会だよりの契約単価が当初予定を下回ったことによる委託料の残などでございます。

結果、歳出合計額は、当初予算額750万1,000円に対しまして、437万4,120円となるものでございます。

なお、一番下の欄外に記載しておりますように、歳入決算額593万7,003円から歳出決算額の437万4,120円を差し引いた残額156万2,883円につきましては、平成16年度に繰り越し、事業費に充当させていただくことといたしております。

続きまして、8ページをお開き願いたいと存じます。

8ページには、参考資料といたしまして、平成15年度の事業の実施状況を記載しております。ごらんのように、主な内容といたしましては、合併協議会だより、ホームページによる情報の提供、合併協定項目の協議、協議会及び幹事会の開催等でございます。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと存じます。

去る6月7日に本合併協議会の監査委員による監査を受けておりますので、監査結果報告を付して報告するものでございます。

以上、簡単でございますが、平成15年度決算についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました平成15年度決算については、規約第15条の規定により、本協議会の監査委員の監査をいただいております。監査委員を代表して、北原監査委員さんから監査結果の報告をお願いいたします。

監査委員（北原） 高松市の監査委員の北原でございます。

監査委員を代表いたしまして、私から監査結果の御報告を申し上げます。

高松市・国分寺町合併協議会規約第15条第2項の規定に基づきまして、平成15年度

高松市・国分寺町合併協議会決算について、去る6月7日高松市役所におきまして、国分寺町の藤本代表監査委員さんとともに監査を行いました。関係諸帳簿及び証拠書類を審査したところ、決算書に記載のとおり適切に処理されていることを認めましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（増田会長） どうもありがとうございました。

それでは、ただいま報告がありました平成15年度決算について、御質問等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、平成15年度決算については、これを認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議がございませんので、議案第14号は認定することに決定いたします。

次に、議案第15号を議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明いたします。

会議資料の10ページをお開き願いたいと存じます。

議案第15号平成16年度高松市・国分寺町合併協議会補正予算についてでございます。

次の11ページをごらんいただきたいと存じます。

平成16年度の合併協議会補正予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額に、先ほどの15年度決算で御説明いたしました16年度への繰越金156万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,506万3,000円と定めるものでございます。なお、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次の12ページの第1表のとおりでございます。

それでは、補正予算の内訳について御説明をいたします。

13ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入の第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金でございますが、先ほど平成15年度決算の認定をいただきました156万1,000円を繰越金として計上させてい

ただいております。

次に、歳出予算でございますが、第2款事業費、第1項事業推進費、第1目事業推進費として156万1,000円を計上いたしております。その内訳といたしましては、合併協議会だより作成等の委託料でございます。

以上が歳出予算の内訳でございます。歳入歳出予算の総額は、先ほど御説明いたしましたように3,506万3,000円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成16年度合併協議会補正予算の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第15号につきまして、御質問等がありましたら承ります。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、議案第15号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

会議次第4 （3）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の4、（3）の協議事項に移ります。

まず、協議第2号合併の期日（協定項目第2号）についてを議題といたします。

なお、この協議第2号につきましては、前回の第4回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますが、去る5月26日に合併特例法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、事務局から修正案が提案されております。

それでは、協議第2号の提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第2号について御説明いたします。

資料14ページをお開き願います。

協議第2号合併の期日（協定項目第2号）についてでございますが、合併の期日につきましては、前回の第4回会議で、ページ中ほどの枠の中の前回提案分と記載しておりますように、「合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする。」と提案させていただいたところでございます。

その後、合併特例法が改正をされ、平成17年3月31日までに市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについては、引き続き国の財政支援措置等が受けられることとなりましたことから、この改正内容を踏まえた修正案を、今回の第5回会議に提案しようとするものでございます。

修正案でございますが、梓の中に記載しておりますように、今回修正案ということで記載しておりますが、「合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日を目標とする。ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。」というものでございまして、改正前の合併特例法及び改正後の合併特例法のいずれにも対応した内容といたしております。

なお、具体的な合併の期日につきましては、今後の協議の進捗状況などを見きわめた上で、改めて提案することといたしております。

なお、15ページ以降には、合併の期日についての資料を掲載しておりますが、内容につきましては前回の会議で御説明いたしておりますので、変更があった点について御説明させていただきます。

まず、15ページの2、合併の期日を決定するに当たっての留意点の(1)でございますが、今回の合併特例法の改正を受け、そこに記載しておりますとおり「合併するとすれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、平成17年3月31日までに合併するか、平成17年3月31日までに市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、同法の期限である平成18年3月31日までに合併する必要がある。」と変更いたしております。

続きまして、16ページをお開き願います。

16ページは、先行事例の合併の期日を表に整理したものでございますが、このうち下側の2の今後合併が予定されている事例の表の最後の三つでございますが、これにつきましては、平成17年4月1日以降の合併の期日を設定しているものでございます。香川県内の観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会でも、平成17年10月11日ということで合併の期日を設定いたしております。

以上、簡単でございますが、協議第2号合併の期日についての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第2号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第2号についてお諮りをいたします。

協議第2号については、修正案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございますので、協議第2号については修正案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第3号新市の名称（協定項目第3号）について及び協議第4号新市の事務所の位置（協定項目第4号）についての2件を一括議題といたします。

なお、協議第3号及び協議第4号についても、前回の第4回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっております。

それでは、協議第3号及び協議第4号、2件について提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第3号新市の名称について及び協議第4号新市の事務所の位置について、改めて御説明をいたします。

17ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第3号新市の名称（協定項目第3号）についてでございますが、提案内容はページの中ほど、枠で囲った部分でございますように、「新市の名称は、高松市とする。」というものでございます。

続きまして、18ページをお開き願います。

協議第4号新市の事務所の位置（協定項目第4号）についてでございますが、提案内容は中ほどでございますように、「新市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号とする。」というものでございます。

以上、簡単でございますが、協議第3号及び協議第4号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第3号及び協議第4号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第3号及び協議第4号について一括してお諮りいたします。

協議第3号及び協議第4号については、いずれも原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第3号及び協議第4号は原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第5号財産の取扱い（協定項目第5号）についてを議題といたします。

なお、協議第5号につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として本日の会議では提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回の第6回会議において改めて質疑、協議を行った上で意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第5号財産の取扱いについて御説明いたします。

これから後は、新規提案の協議事項でございます。

資料の19ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第5号財産の取扱い（協定項目第5号）についてでございますが、財産の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

ではまず、提案内容について御説明申し上げます。

ページの中ほど枠で囲った部分でございます。「国分寺町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。端岡財産区の財産については、当該財産区の財産として高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。その調整内容につきましては、本日お配りしております別とじの附属資料で御説明させていただきたいと存じます。

附属資料の1ページをお開き願いたいと存じます。附属資料の1ページでございます。

「財産の取扱いについて」に関する資料でございます。次の2ページをごらんいただきたいと存じます。2ページでございます。

財産のうち、まず公有財産について御説明いたします。平成14年度末現在の両市町の現況でございますが、1から6まで項目ごとに現況を書いておりますが、1の土地及び建物につきましては、この附属資料の4ページに参考資料をつけておりますので、そちらで御説明をさせていただきたいと存じます。

附属資料の4ページをごらんいただきたいと存じます。

4ページの上側の表に記載のとおり、高松市では、行政財産、普通財産を合わせ、773万576.89平方メートルの土地と111万3,657.58平方メートルの建物がございまして、一方、国分寺町におきましては、56万1,733平方メートルの土地と5万8,706平方メートルの建物がございまして、

以上が土地及び建物でございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻り願いたいと存じます。

次に、2の有価証券でございますが、高松市では、7億3,833万3,000円を株式で保有いたしておりますが、国分寺町にはございません。

次に、3の出資による権利でございますが、出資金、出捐金などを合わせ、高松市は50億3,425万2,000円、国分寺町は2,563万4,000円でございます。

次に、4の債権につきましては、高松市は46億9,124万2,000円、国分寺町は1億3,149万5,000円でございます。

次に、5の基金の現況でございますが、恐れ入りますが、再度4ページをごらんいただきたいと存じます。先ほどの4ページでございます。

4ページの下側の表に、(2)ということで、両市町の平成14年度末における基金の状況を整理いたしております。記載しておりますとおり、高松市は、平成14年度末現在では積立基金、定額基金を合わせ10の基金がございまして、合計で193億9,456万4,326円となっております。一方、国分寺町におきましては、財政調整基金を初め19の基金がございまして、合計で28億8,934万353円となっております。

以上が基金の状況でございます。

再び2ページをごらんいただきたいと存じます。

2ページの6起債残高でございますが、一般会計、特別会計、企業会計を合わせ、高松市では2,344億8,708万2,000円、国分寺町では132億4,870万7,000円となっております。

以上、両市町の公有財産の現況について申し上げましたが、調整案といたしましては、2ページの右下の欄に記載しておりますとおり、「国分寺町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、3ページをお開き願いたいと存じます。

財産区について御説明をいたします。財産区とは、市町村の一部で、財産または公の施

設の管理及び処分を行うことを認められました特別地方公共団体でございまして、自治法に定められた所要の経路を経て、議決機関としての財産区議会または総会、あるいはより簡素な審議機関として、委員7人以内をもって設置される財産区の管理会を置くことができるとされております。

両市町の現況は記載のとおりでございまして、高松市では弦打財産区を初め五つの財産区が、また国分寺町は端岡財産区がございまして、それぞれ財産区議会または管理会が設置され、各財産区の管理、運営に当たっております。

この調整案といたしましては、3ページの右下の欄に記載のとおり、「端岡財産区の財産については、当該財産区の財産として高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の20ページをお開き願いたいと存じます。

会議資料の20ページでございます。

20ページには、財産の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併をいたしました先進地域10市の状況を記載しておりまして、いずれの市におきましても、合併協定項目として、この財産の取扱いが協議をされております。ここには、そのうちの7市の事例を記載しておりますが、すべての市におきまして、編入される自治体の財産及び債務を編入する市が引き継ぐことといたしております。

次に、21ページをごらんいただきたいと存じます。

21ページには、同じく先進事例といたしまして、法定の合併協議会を設置し、編入合併が確認をされました中核市16市の事例を記載しておりまして、16市のうちで、既に合併協定項目として、この財産の取扱いが確認をされました市は、15市でございます。ここには、秋田市など6市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましても、財産の取扱いにつきましては、編入される市町村の財産及び債務を編入する市に引き継ぐこととして確認をされております。

以上で協議第5号財産の取扱いについての説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

議長（増田会長） たいだいま説明のありました協議第5号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

綾野委員 国分寺の綾野であります。

今、御説明いただきました附属資料の一番最後のページの財産等に関する調書の中の(2)番基金、国分寺側の真ん中あたりになると思うんですけども、国分寺町活性化基金、これは、例の、竹下総理の時代にふるさと創生基金としていただいたものでありますので、これをここの中へ、基金に持ち込むということは、性質上、いかがなものかと思うんですが、検討いただけるかどうかお尋ねいたします。

議長(増田会長) 事務局から説明いたします。

事務局長 事務局から説明いたしますが、ここに掲載しております基金と申しますのは、高松市及び国分寺町において条例で設置している基金、それをすべて載せておりますので、ただいまのふるさと創生関係の基金については、この中の、ちょっとこの表現上ははっきりはしてないんですが、この中に、基金として条例で設置しているのであれば、この中に入っておるといふふうに理解をいたしております。

補足しますと、真ん中あたりの国分寺町活性化基金、これがそれに該当するようでございます。これにつきまして、先ほどこの財産の取扱いにつきましての他都市の事例等について説明した際にも申し上げましたように、合併すると、新設合併であろうが、編入合併であろうが、合併後の自治体がすべてを引き継ぐというのが基本でございます。それ以外の取り扱いということはない。具体的に、じゃあその基金、個々の基金をどうするかということの御指摘かなというふうに思いますが、個々の基金の取り扱いについては、これから後、事務事業とか、住民サービスあるいは行政制度等についての個別の項目について調整する段階で、その基金が取り上げられて調整される対象になる場合が、当然あります。それについては、個々の項目の中でその基金の取り扱い等について協議をしていくということでございます。今回提案しているのは、その大原則というか、基本的な考え方としてこのように取り扱って、合併後の市、高松市においてどのように取り扱うかというのを、これから後、両市町でそれぞれについて協議、調整を行うということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長(増田会長) はい、どうぞ。

綾野委員 わかりました。私んとも、これ大事に大事にしてきた基金ですので、それこそできることなら、国分寺町の事業に限定してお使いいただくようお願いしたと思っております。よろしく申し上げます。

議長(増田会長) そうですね、御要望はよくわかりますが、債権、債務、都合のいい

分だけとって、都合の悪いのはというわけにもいきませんので、全部一応引き継ぎますが、その有効利用については、当然そういう御要望も含んで建設計画等の中で考えていくようになると思います。

ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

岡西委員 国分寺の岡西です。

財産の取扱いの次は、やはり債務の取扱い、引き続いてやった方が比較検討がしよいいんじゃないかと思うんですけれども、これを切り離すって何か理由があるんですか。

議長（増田会長） いや、債権、債務は、全く財産ということで同一の取り扱いをしております。なお、事務局から説明しますか。

事務局長 御指摘いただいた点でございますが、附属資料で申し上げますと、財産の取扱いで公有財産、土地及び建物から始まって6番の起債残高ということでございますので、この中で言えば、債務については起債残高が債務に該当するというものでございますし、会議資料の方の協議第5号の協定項目の方、財産の取扱い、会議資料の19ページ、これの第1番の表現において、「国分寺町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」というふうに書いておりますので、プラス、マイナス、すべてということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

はい、ほかにどうぞ。

はい、大浦委員どうぞ。

大浦委員 高松の大浦でございます。

国分寺町のこの水道事業の企業債が大変大きいということで、昨日も3町の合併協議会が暗礁に乗り上げたということでございますが、この附属資料の2ページの方、ここで予算規模の割に企業会計が52億円というて、余りにも大きいということで、その辺のちょっと国分寺町の事情をちょっとお聞かせいただきたい。

議長（増田会長） じゃあ、事務局から国分寺町の。

事務局長 それじゃ、こちらの事務局の方から、国分寺町の行政側の委員がおりますので、そちらの方から説明をしていただきますので、よろしく願いをいたします。

葛西水道部会委員 国分寺町の水道課を担当しております葛西でございます。

ただいまの御質問につきまして、十分な説明になるかどうかわかりませんが、御説明申

上げます。

まず、この附属資料の2ページの起債残高の企業会計となっておりますが、この52億円のうち、上水道債は47億9,046万6,000円、14年度末で上水道の企業債は47億9,046万6,000円でございます。

この内容でございますが、主な内容としましては、私方、平成5年ごろからそれまでの水道事業におきましての上水が、緩速ろ過が中心でございまして、だんだんと原水の水質悪化によりまして住民の方から相当な異臭味等の苦情が寄せられるようになりまして、もう現状の上水設備ではとても耐えられないというような状況が出てまいりまして、その後、平成6年度になりまして、第2次拡張改良計画の認可を受けまして、高度上水処理設備の整備を図ったわけでございます。それが私方は浄水場2カ所ございまして、どうしても現状の設備ではもう対応できないということから、今申しましたような高度上水処理設備の導入を図ったわけでございます。これが平成6年度から平成9年度にかけて2カ所の浄水場を整備いたしまして、その結果、その2カ所の設備費によります起債がおよそ36億9,000万円、2カ所の高度処理設備の整備に要します起債が、その当時で36億9,000万円ほどの起債を受けております。

その後、今度は、高度処理設備は終わりましたが、それによります今度は配水池の整備ということで、平成13年度と14年度の2年間にわたりまして、高度処理をしたものを、今度は十分な安定給水を図るために配水池の改良ということで、やはり2カ所の配水池の改良を行いまして、それに要した経費の起債が4億4,500万円ということで、どうしても私方は、平成5年ごろから発生しました状況によりまして、住民の方に安心して飲む水、おいしい水を供給するためには、この設備しか方法がなかったわけでございます。

加えまして、その当時にも香川用水を受水はしてはしておりましたが、その平成6年度高度処理設備をする段階におきましては、まだ香川用水が日量では4,700トンでありましたが、これの増水を要望しておりましたが、その段階では増水をしていただけというような見通しは全くございませんでした。ですから、どうしても私方としては、もうそういう高度処理によって安定した給水を確保するしか方法がなかったわけでございます。そのような結果で、この47億9,000万円のうち約40億円につきまして、そういう設備の整備をしたことによります起債となっております。

主な内容でございますが、以上のようなことで御理解をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいまの件、よろしゅうございますか。

ほかにどうぞ。

それじゃ、ちょっと私から聞くもあれなんですけど、きのうの綾南町長の発言の中に、月額で1,500円高くなるというような言い方をしておったんですが、事実ですか。標準世帯で国分寺町と綾南町はそんなに違うんですか、そこらをおわかりになったらちょっと教えて……。

葛西水道部会委員 比較でございますが、私方と綾南町と比較しまして、例えば水量が20トンの場合ですと、月額で300円くらいの差です。綾南町が3,460円に対して、3,780円ですから、300円くらいの差、それから30トンの場合ですと、5,250円と6,142円ですから、900円くらいの差ですか、ですからそう大きい差ではないと思います。

議長（増田会長） はい、わかりました。済みません、ちょっと気になったもので。

ほかに何かございますでしょうか。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第5号につきまして、会議規程の定めによりまして、次回、第6回会議で改めて質疑、協議等を行って意思集約を図ることといたします。

それでは次に、協議第6号町名・字名の取扱い（協定項目第11号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第6号町名・字名の取扱いについて御説明をいたします。

資料の22ページをお開き願います。

協議第6号町名・字名の取扱い（協定項目第11号）についてでございますが、町や字の区域や名称につきましては、住民にとっても愛着の深いものでございますことから、協定項目として、その取り扱いについて協議するものでございます。

ページの中ほどの枠の中に記載いたしておりますように、今回提案いたしました内容は、「国分寺町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「国分寺町新居」、「国分寺町国分」、「国分寺町福家」、「国分寺町新名」、「国分寺町柏原」とす

る。」と、五つの町とするものでございます。

この考え方でございますが、第1点としては、国分寺町という名称を残すこと。第2点としては、現在の国分寺町において使用され、なれ親しんでいる住所表示から大きく変化をしないこと。第3点としては、大字の名称は用いないこととすること。第4点としては、高松市における過去の合併においても、大字の名称を中心に新しい町名が設定されていること。

以上が今回提案をいたしました五つの町名を設定する主な考え方でございます。

具体的には、23ページの資料をごらんいただきたいと存じます。

23ページには、まず現況欄ということで、高松市、国分寺町の現況を書いておりますが、国分寺町の欄の3にありますように、国分寺町の現在の住所表示「新居」の大字の区域を「国分寺町新居」という町名にするもので、合併後の住所表示は、その下の4参考に記載しておりますように、「高松市国分寺町新居1234番地12」となるものでございます。なお、小字については、従来と変更ございません。

次に、先進地域の事例を紹介いたしておりますが、潮来市などでは現行どおり、また大船渡市では大字を表示しないなど、地域によってさまざまでございます。

続きまして、24ページをお開き願いたいと存じます。

24ページには、同じく先進事例といたしまして、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として、町名・字名の取扱いが確認をされた市は、11市でございます。ここには、岐阜市など4市の事例を記載しておりますが、これらにつきましても町名・字名の取扱いにつきましても、その取り扱いはさまざまでございます。

次に、25ページをごらんいただきたいと存じます。

地方自治法第260条の規定では、町や字の区域の設定、廃止または町や字の名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決によりこれを定め、都道府県知事に届け出る必要がございます。

その事務処理の流れは、印、手続というところに記載してございますように、高松市長の提案、高松市議会の議決、知事への届け出、知事の告示、効力発生という流れになります。具体的には、合併の日に高松市長が協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分し、同じ日に知事に届け出、同日に告示となります。

以上、簡単でございますが、町名・字名の取扱いについての説明を終わります。どうぞ

よろしく願い申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第6号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第6号につきましても、次回第6回会議で改めて質疑、協議を行い、意思集約を図ることとします。

次に、協議第7号慣行の取扱い（協定項目第12号）についてを議題とします。

事務局から説明します。

事務局次長（加藤） それでは、協議第7号慣行の取扱いについて御説明いたします。

資料26ページになります。26ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第7号慣行の取扱い（協定項目第12号）についてでございますが、ここでは、市章、市民憲章、都市宣言、市木及び市花について、その取り扱いを協議するものでございます。これらの慣行につきましては、合併後の市のシンボル、基本姿勢となりますことから、合併市町の一体化を図るため、早期に統一する必要があると思いますが、国分寺町において、特に愛着の深いものである場合には、何らかの方法で継承することなども考慮する必要がございます。

提案内容を説明する前に、まず両市町の現況について御説明をいたします。

次の27ページをごらんいただきたいと存じます。

慣行のうち、まず1の市、町の章でございますが、ごらんのとおり高松市、国分寺町におきまして、それぞれの市章、町章を定めておるものでございます。

次に、2の都市宣言でございますが、高松市におきましては六つの都市宣言、国分寺町におきましては四つの都市宣言を行っておりますが、国分寺町の健康の町宣言とシートベルト着用宣言につきましては、高松市では行っていない宣言でございます。

次の3の憲章でございますが、高松市におきましては高松市民のねがいとして、また、国分寺町におきましては国分寺町町民憲章として、資料に記載しておりますとおり、それぞれ制定をいたしております。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと存じます。

28ページ、4と5の市、町の木と花でございますが、まず、木につきましては、高松市が黒松、国分寺町が松、また、花につきましては、高松市がさつきを含むつつじ、国分

寺町がさつきと、非常に似通った内容となっております。

戻りまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。

このような両市町の現況を踏まえました提案内容でございますが、まず市章につきましては、高松市の市章を用いるものいたします。

次に、市民憲章につきましては、高松市の市民憲章に統一するものいたしますが、現在の国分寺町の町民憲章につきましては、その趣旨を尊重して、国分寺地区のまちづくりの共同目標として継承していくものいたします。

次に、3の都市宣言でございますが、高松市に統一するというものでございます。国分寺町独自の宣言として、健康の町宣言やシートベルト着用宣言がございますが、これらにつきましては、その趣旨を尊重し、合併後の新市の施策・事業として継承していけるよう配慮していくことといたしております。

続きまして、4の市木及び市花でございますが、「高松市の市木及び市花を用いるものとする。ただし、国分寺町の町木及び町花については、国分寺地区の推奨の木及び花とする。」というものでございます。

次に、28ページをごらんいただきたいと存じます。

28ページには、この慣行の取扱いについての先進地域の事例を記載しておりますが、編入合併した10市のうちで、何らかの特例を設けている市が6市、逆に特例を設けていない市が2市でございます。ここには、新潟市と新居浜市の事例を記載しておりますが、新潟市では特例措置を設けておりますが、新居浜市においては、すべて新居浜市の制度に統一することとし、特例措置は設けてございません。

次に、29ページをごらんいただきたいと存じます。

29ページに、同じく先進事例ということで、中核市16市の事例を記載しております。このうち、既に合併協定項目として、この慣行の取扱いについてが確認されました市は、15市でございます。資料には、秋田市など4市の事例を記載しておりますが、秋田市、堺市、倉敷市につきましては何らかの特例を設けておりますが、高知市におきましては特例措置は設けてございません。

なお、成人式や出初め式などの市町の行事や都市提携などについて、この慣行の取扱いの中で協議をしている合併協議会もございますが、本合併協議会におきましては、それらにつきましては、別途ほかの合併協定項目の中で協議することといたしております。

以上、慣行の取扱いについての説明を終わります。よろしく御協議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第7号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第7号につきましても、次回第6回会議で改めて協議を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第8号特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第8号特別職の職員の身分の取扱いについて御説明いたします。

資料30ページをごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、ページの中ほどの枠の中にごございますように、「国分寺町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」というものでございます。

次の31ページをごらんいただきたいと存じます。

31ページには、両市町の長、助役、収入役、教育長の任期等の現況を記載いたしております。

また、その下側には、先進地域の事例ということで、新潟市と潮来市の事例を記載しておりますが、いずれも両市町あるいは両町の長が別に協議して定めるものといたしております。なお、新潟市におきましては、協議の結果、編入されました黒埼町の町長、助役、教育長を参与等に任命をいたしております。

次に、32ページをごらんいただきたいと存じます。

32ページには、同じく先進事例ということで、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に確認をいたしました市は、9市ございます。ここには、堺市など4市の事例を記載しておりますが、松山市を除く3市につきましては、関係市町村の長が別に協議して定めることといたしております。

なお、特別職の範囲でございますが、地域によりまして各種の行政委員会の委員などを含んでいる事例もございますが、本合併協議会では、先ほど御説明いたしましたような内容とするものでございます。

以上、特別職の職員の身分の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第8号につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言を願ひます。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第8号につきましても、次回第6回会議で改めて意思集約を図らせていただきます。

会議次第5 その他（1）合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長（増田会長） 次に、会議次第の5、その他でございますが、まず（1）の合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明させていただきます。

本日、会議資料とあわせまして配付いたしております第5回会議の参考資料というのがございます。そちらをごらんいただきたいと存じます。

まず、表紙に目次がございますが、合併協定項目のうちでこれまで何件か御説明をしてみました。今回は第16号から第23号までの8項目につきまして、高松市、国分寺町の現況と先進地域の事例を掲載いたしております。これらの協定項目につきましては、今後、協議が調ったものから正式な協議事項として提案し、この協議会で御協議をいただくということとなっておりますが、今回、あらかじめそれらの協定項目についての認識を深めていただくということで、現況と先進地域の事例を資料として作成させていただいたものがございます。

なお、本日は、時間の都合で説明は省略させていただきます。また後ほどごらんいただければと存じます。

事務局からは、以上でございます。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願ひます。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第5 （2）高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） それでは、次に、その他の（2）の高松市・国分寺町合併協議会

議の開催予定について説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、合併協議会の会議の開催予定について御説明いたします。

会議資料の方の一番最後のページ、33ページをごらんいただきたいと存じます。

次回の第6回会議でございますが、現在のところ7月13日火曜日の午後1時30分から、高松市役所13階、大会議室での開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を記載した上で、開催のおおむね1週間前に送付いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

議長（増田会長） 以上がその他ということでございます。

せっかくの機会でございますので、この際、合併問題全般について御発言がございましたら承りたいと存じます。

はい、どうぞ。

松岡委員 国分寺町の松岡と申します。

私は住民代表としまして、この場をおかりしまして発言させていただくことをお許しいただきたいと思っております。

先ほども議論の中でありましたけれども、重複する面があるかもわかりませんが、お聞きしていただきたいと思っております。

先日、6月3日午後2時に代表者3名、増田安夫さん、中山教一さん、堺 泰通さんほか10名で、町長、議長に面会を求めて、綾上町、綾南町、国分寺町の3町合併反対を求める請願書を提出しました。町長には5,603名、議長には5,524名の署名を提出し、議会に提案していただくようお願いをいたしました。

私たちは、高松市との合併を考える会は、町執行部、議会に無視されながらも、30年先、50年先に夢のある合併を目指して頑固に頑張ってきました。今回の合併は、だれのための合併ですか。50年、100年に一度の合併問題は、主権在民、住民が主人公でなければなりません。市町村合併は、住民の意思を尊重すべきであります。これが民主主義の要諦ではないでしょうか、私たちは住民に訴えてまいりました。

今回の綾歌郡3町の合併協議会は、綾南町から合併協議会離脱ということになりました。これによって、高松市・国分寺町合併協議会が一本化されたことと思っておりますが、前回、私が心配して発言した中に、昨年9月5日の町政懇談会の中で、私の質問で、「もとの国

分寺町単独に戻るシナリオではないだろうね」と尋ねたら、町長さんは、「そんなことはない」と言い切りました。その言葉を私たち住民は信じています。また、町長はいろいろな会場で、「国分寺町単独ではやっていけない」という言葉を発言していますが、この言葉も町民は信じています。

この言葉に間違いがないか、町長の御所見を承りたいと思います。

次に、町長以下数名で綾歌郡3町の合併協議会を進めてきたわけですが、綾南町が離脱した以上、国分寺町として、町長、議会の方たちのけじめが必要だろうと私は思います。住民の声を無視して綾歌郡3町の合併協議会を10カ月も続けてきたことは、大変な経費と時間のむだ遣いであり、許されるべき行為ではありません。私たちは、町長、議会の責任は重いものがあると思います。国分寺町の住民にとって、納得のいくけじめをつけてもらいたいと考えております。

以上、住民の声として発言させていただきました。何かコメントがあればお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（増田会長） 町長さん、お願いします。

福井副会長 最初の一本化の問題と単独ということについては、申し上げたとおり、気持ちは変わっておりません。

それから、綾上町、綾南町、国分寺町との合併協議会、これは議会が議決をした一つの機関決定であったものですから、協議会を設けたということになるんです。何の手続もしないで協議会を設けるというわけにはもちろんいきませんので、それが今まで10回、きのうを含めて11回になりますけれども、それが議会が続けてきた、もちろん私も入って、当然協議会の委員ですから、きたことが重大な責任だということで、なるか、ならないかは、これはまた自分で判断しなければならぬし、また多くの方の意見も聞かないかんとおもいます。今は即答できません。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

池崎委員 水道のことについて話し合いがされておりましたが、私が思うには、一町民としてなんですけども、私は北部の方に住んでいますが、平成5年だったですか、渇水するとき、あのときは本当に、この横の本津川を流れてる水を取水しているんじゃないかと聞いておったんですが、本当に水が濁って、非常ににおうんです。大変やなあ、こんな水っていうので、うちも浄水器を取りつけたんですが、それで今回このような立派な水道の施

設ができて、見学もいたしました。そして、非常に、今いい水が供給されております。そして、もう浄水器はつける必要がないということで、浄水器を外しましたが、本当に、今現在は非常にいい水が飲めております。それで、感謝をしておりますが、さっき水道料金についても話がありましたが、私のうちは2人家族で、大体下水道も入れて5,000円程度ぐらいなんです。だから、上水道は3,000円ぐらいでしょうか。だからそんなに高くはないんじゃないかと思うんですが、一町民としては、本当に水道がよくなって非常に感謝をしております。まず、これは町民の健康のためには非常にいいことでないかと思いますが、たくさんの起債があるということで、何か問題になりましたけども、町民としては、私は、一住民としては、これは本当にいいことでないかなと思います。

議長（増田会長） はい、わかりました。

ほかに何か御発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは、以上で本日の会議を終了させていただきます。

皆様方には、長時間にわたり御協議を賜りありがとうございました。

これをもちまして、高松市・国分寺町合併協議会第5回会議を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3時35分 閉会

会議録署名委員

委員

三野輝孝

委員

岡西 雄雄